

広情個審第34号

令和元年7月3日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

保有個人情報不訂正決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年5月8日付け広緑緑第25号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第58号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成30年5月8日付け広緑第25号の諮問事案（諮問第58号事案）

平成29年11月8日付けの保有個人情報訂正請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が平成30年1月5日付け広緑第237号で行った保有個人情報不訂正決定通知に対する同月10日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記の保有個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）に対し、これを不訂正とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）に基づき請求人が行った本件訂正請求に対し、実施機関が行った保有個人情報不訂正決定を撤回し、不訂正でなく訂正することを求めるものである。

(2) 審査請求の理由

ア 意図的に虚偽を記載した犯罪である。

意図的に私の人権を侵害した市役所と〇〇〇〇の犯罪である。

何ら検証せずに不訂正を決定したことにより、広島市の犯罪の明確性が確立した。

イ 業務報告書記載の事項を〇〇〇〇〇〇から直ちに報告を受けた事実は存在しない。

ウ 警告の内容の調査検証を行った事実が当時も現在も行われておらず、かつ、存在しない。一体何に対する警告を行ったのかも証明できていない。警告を行ったとする警察官を特定しておらず、所属氏名も確認していない。広島市緑政課への広島中央警察署署員の捜査記録も残していない。

エ そもそも広島県警察では、「公園内では、管理権が広島市役所にあり被害届がでない」と何もで

きない。」と回答している。

オ 虚偽記載の警告の事実は、防犯録画映像で検証保存可能であるが、証拠保全をも行っていない。

原爆慰霊碑前の現状は、広島県警察本部に常時中継されていることは広島市長自身認識しており、その現場で警告を受けていれば、全て記録に残るのが通常である。否定できる証拠があるのか証明せよ。

カ 収集の方法の適格性は、単なる感情にあらず、具体的明確性を立証できなければ理由にならない。

キ 「撤去・原爆慰霊碑1万人署名 二度と過ちは繰り返させぬから」はいかなる法律にも抵触しない旨現地の警察官に毎回確認済みであり、立哨しても広島市職員等からは警告を受けなかった。

3 実施機関の主張要旨

説明書における実施機関の主張は、次のとおりである。

本件訂正請求については、記載内容を客観的に確認できる根拠がないため、請求人の主張には理由がないものとする。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

条例第23条第2項は「訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、その訂正請求の際、訂正を求める内容が事実であることを説明する書類等を提出しなければならない。」と規定している。

請求人は平成28年5月21日付け業務報告書の記載内容の訂正を求めているが、求めている訂正内容が事実であることを説明する書類等は提出されていないことから、本件訂正請求に理由があるとは認められず、したがって、実施機関が不訂正とした決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H 3 0 ・ 5 ・ 8	広緑緑第 2 5 号の諮問を受理 (諮問第 5 8 号で受理)
H 3 1 ・ 2 ・ 1 9 (第 1 回審査会)	第 1 部会で審議
H 3 1 ・ 3 ・ 1 9 (第 2 回審査会)	第 1 部会で審議
R 1 . 5 . 1 5 (第 3 回審査会)	第 1 部会で審議
R 1 . 6 . 2 1 (第 4 回審査会)	第 1 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授